平成２３年（フ）第５２４８号
大阪市生野区巽北１丁目25番17号
債務者　田中　仁美
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２４９号
大阪市旭区大宮５丁目10番16―110号徳山方
債務者　保田比呂美
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２５３号
大阪市東住吉区中野１丁目２番２号ハイツ日殖　302号
債務者　布村　紘二
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６１号
大阪府岸和田市小松里町803番地
債務者　細川　秀樹
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５６２号
大阪府岸和田市小松里町803番地
債務者　細川　千春
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３５７号
兵庫県姫路市書写1270番地３　ピアルミナス１―203
債務者　鈴鹿　裕紀
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３６２号
兵庫県姫路市鷹匠町甲34番地
債務者　井筒屋大西商店こと　大西二木雄
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３６３号
兵庫県姫路市鷹匠町甲34番地
債務者　大西　君子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１９３号
広島県福山市熊野町乙986番地６、旧住所広島県福山市新涯町４丁目10番37号　ＳＵＮＢ203号室
債務者　佐藤　直樹
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１６４６号
札幌市手稲区稲穂４条４丁目15番３号
債務者　赤石　英子
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６号
北海道紋別市渚滑町元西227番地の１
債務者　島田　由江
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２３年（フ）第８号
北海道紋別郡西興部村字西興部298番地の１
債務者　三宅　　淳
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２３年（フ）第９号
北海道紋別市幸町８丁目４番１号
債務者　平田　彩織
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２３年（フ）第３２７号
群馬県前橋市六供町136番地１
債務者　髙橋　澄子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５２２号
埼玉県川越市大字古市場463番地13
債務者　今井久美子
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８７号
山口県山陽小野田市大字有帆566番地
債務者　寺井　元女
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第８号
香川県三豊市詫間町詫間4152番地
債務者　浦部　美行
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（フ）第２３号
香川県観音寺市柞田町乙1078番地２　ピノキオハイツ２号地101号室
債務者　石丸　実香
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
高松地方裁判所観音寺支部